

平成31年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成31年3月5日）

（午前9時55分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

若干、定刻前でございますが、皆さんおそろいですので、ただいまから平成31年歌志内市議会第1回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から3月15日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案16件、委員会提出議案1件、市長より送付を受けた報告2件、定期監査及び財政援助団体等監査結果報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成30年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、北海道市町村総合事務組合において、国より現行の規約を是正するよう指摘を受けたことに伴い、規約の変更に際し、地方自治法第286条第1項に基づく構成団体との協議を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへまいります。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、北海道市町村総合事務組合規約の制定、並びに廃止。

次ページの本文にまいります。

北海道市町村総合事務組合規約。

今回の変更は、新規制定として規約の全文を添付しておりますが、実質的に処理する事務に変更はなく、国の指摘により、第14条に事務の受託に関する規定を追加、並びに別表に記載の構成団体を整備したものでございますので、読み上げは省略させていただきます。

なお、現行規約については、附則第2項により廃止するものであります。

施行期日でございますが、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第1号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は報告のとおり承認されました。

報 告 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、ふるさと応援寄附金の増加に伴い、報償費が不足し、またかもし岳スキー場西ロッジの給水ポンプが故障したことにより、復旧工事を実施する必要が生じました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。2、平成30年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第3号）。

次ページをお開き願います。

平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。平成30年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億4,542万2,000円とする。2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節報償費45万円の増額補正は、ふるさと

と応援寄附者の増加に伴う当該寄附者への返礼品の増で、25節積立金150万円の増額補正は、歳入の寄附金と連動したふるさと応援基金への積立金の増であります。

7款、1項とも商工費、4目公園費、28節繰出金118万8,000円の増額補正は、市営神威岳観光特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

15款、1項、1目とも予備費163万8,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

16款、1項とも寄附金、2目ふるさと応援寄附金150万円の増額補正は、ふるさと応援寄附条例に基づく寄附金の増であります。

次に、市営神威岳観光特別会計補正予算について御説明いたします。

平成30年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第3号）。平成30年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ118万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,225万2,000円とする。2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、神威岳の5ページをお開き願います。

1款、1項ともスキー場事業費、1目スキー場運営費、15節工事請負費118万8,000円の増額補正は、神威岳スキー場西ロッジの給水ポンプの故障に伴う給水設備改修工事費であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、神威岳の3ページをお開き願います。

1款、1項とも繰入金、1目、1節とも一般会計繰入金118万8,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により、一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、報告2号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） このスキー場の関係の西ロッジの給水設備関係なのですが、この故障の原因たるもの、内容的にどういうものなのか。そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 西ロッジの今回の工事の関係でございますけれども、部品がかなり老朽化したという形の中で、その基盤の回路がふぐあいということで、新たな整備基盤、ユニットを交換する必要があったということで、原因といたしましては設備の老朽化という形で、それが原因となっております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ふだん、これらにかかわる点検だとか、定期的な検査だとか、そういうことはやっていなかったのですか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 点検につきましては、私どものほうも常に指導をしております。

て、実施するようにしております。

ただ、今回スキー場のオープンの間際ということで、オフシーズンにつきましては電気をとめているという状況がございまして、オープン間際に電気を通電したところ、そして設備を点検したところふぐあいがあったことがわかったということでございます。

4月までオープンしておりましたから、それまでは普通に機械、機器としては動いていたと。シーズンを始める前に通電して、点検したときにこういうことが起こったと、そういうことで報告を受けております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 強いて言えば、ふだんから点検、定期的な整備をしていくと、金額的にもう少し低額で終わる可能性も考えられると私は思うのですよ。やはりそこら辺のことが今後、それらの類似したものがあるとしたら、やはりふだんからしっかりとした定期点検なりやることによって、修理の軽減が図られると思いますので、やはり十分に注意する必要があるではないかと考えますけれどもいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 議員おっしゃられるとおりかと思えます。

日常的な点検につきまして、各施設のほうに指示してまいりたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ふるさと応援寄附金の件なのですけれども、これは最初、何件分くらい見込んでいて、その分オーバーしたからということだと思えるのですけれども、今後、何件分の予算でこれを見ているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 当初見ていた部分につきましては、件数といいますか、400万円部分の寄附金に対します返礼品の報償費を計上しておりました。

今回、12月に入りまして、例年の倍くらいに収入がふえたものですから、その部分の補正をさせていただきました。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） また今後、多分いろいろPRしていく中で、そういった方々もふえていくのではないかなと思うのですけれども、その中でふえてきた分、今後はそしたらこのほかに積み立てている150万円などとしているのですけれども、その中で賄える形で考えているのかどうなのか、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 返礼品の部分につきましては、国のほうの基準もございまして30%以内ということになっております。歌志内は大体平均しますと25%くらいかなというふうになっておりますので、総体の金額につきましてはその範囲内で報償品を支出するという形になっております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第2号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は報告のとおり承認されました。

報 告 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第3号定期監査及び財政援助団体等監査結果報告についてを議題といたします。

この件については、提案説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第3号は報告済みといたします。

市 政 執 行 方 針 演 説

○議長（川野敏夫君） 日程第7 市政執行方針演説を行います。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

平成31年度市政執行方針。

平成31年第1回定例市議会の開会に当たり、新年度の市政執行に臨む私の所信と施策の大綱について申し上げ、市議会議員、並びに市民の皆様へ御理解と御協力をお願いするものであります。

はじめに。

私は市長に就任以来、市民の皆様を初め、多くの方々から御支援を賜り、人と人とのつながりを大切にする「市民と協働のまちづくり」を信条に、市民誰もが住んでいてよかったと実感できるまちづくりの実現に向け、市政を推進してまいりました。

今後も、決意を新たに誠心誠意、市政運営に努めてまいります。

さて、我が国は各種政策の効果もあり、経済は大きく改善し、デフレではない状況をつくり出す中で、戦後最長となる景気回復を実現しています。

北海道においては、経済は緩やかに持ち直していますが、人口減少や地域経済全体の縮小克服のため、第2期の「北海道創生総合戦略」に向けた策定作業が予定されています。

本市においても、深刻化する人口減少や少子高齢化を初め、多くの課題に対応するため、「歌志内市総合計画」の後期基本計画への見直し作業と、重点プロジェクトである、第2期「歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定作業を行う年と位置づけて取り組みを進めることといたします。

しかし、本市における財政構造につきましては、歳入のうち自主財源である市税が占める割合は5%にも満たない一方、地方交付税に歳入の半分以上を依存しており、財政力指数は全国でも依然最低レベルとなるなど、非常に厳しい状況にあります。

そのため、市民ニーズや課題を的確に捉え、真に必要とするサービスの実現に向け、効果や成果を重視する事業の「選択と集中」を徹底し、基本理念である「みんなで創る笑顔あふれるまち」の実現に向け「歌志内市総合計画」に基づいた取り組みを進める1年としてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、平成31年度に取り組む主要施策の大綱について申し上げます。

第1は「市民と協働で創るまち」であります。

複雑かつ多様化する地域課題に対応していくためには、多くの市民と対話を進め、行政ニーズを的確に把握する必要があります。

また、住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、市民みずからがまちづくりや地域課題に関心を持ち、取り組むことが不可欠であり、地域団体等が取り組む地域づくり活動に対して、必要な支援をさらに拡充・継続し、行政と市民が「ともに考え、ともに行動する」協働のまちづくりを今後も推進してまいります。

広報広聴活動につきましては、「広報うたしない」をわかりやすく、親しみやすい紙面にするため、広報モニターからの御意見を反映しながら、文字の種類や大きさ等を含め、紙面編集の工夫に努めてまいります。

また、市の公式ホームページやフェイスブックページは、より早い情報提供の場として更新の頻度を高め、見やすく的確な情報発信に努めてまいります。

なお、市民ニーズの把握や行政情報の共有等を目的に、引き続き町内会連合会との情報交換会、小中学生との語る会やふれあい市長室等を開催し、市民と直接対話する機会を設けてまいります。

非核平和活動につきましては、中学生を対象に地区連合が実施している原水爆禁止世界大会への参加に加え、今年度から希望する市民も参加できるよう助成制度を設け、市民の平和に対する意識のさらなる高揚を図ってまいります。

多様化する行政課題への対応に向け、研修参加等により職責に応じたスキルアップを図るとともに、職員の自己啓発と資質向上のため、先進地への自主研修を継続してまいります。

また、行政実務能力や政策形成能力の習得を目的とした自治大学校への派遣研修を、昨年度に引き続き実施いたします。

次に、本市の財政運営につきましては、人口減少の影響により非常に厳しい状況にあることを再認識した上で、限られた財源を効率的、効果的に活用し、中長期的に持続可能な財政構造を確立しながら、将来世代に過大な負担を残さぬよう財政の健全化に努めてまいります。

なお、将来的に活用が見込まれない旧神威保育所等の建物を解体除却し、地域の環境整備を図ります。

広域行政の推進につきましては、中空知広域市町村圏組合による圏域としての共通認識、相互補助及び創意工夫を図り、中空知定住自立圏形成協定に基づき、圏域市町が各種取り組みを連携して推進するとともに、北海道空知地域創生協議会において空知全体の活性化や魅力発信のための広域的事業を推進することにより、住みよい地域づくりに努めてまいります。

情報化に関する取り組みとしましては、住民サービスの向上及び行政運営の安定化と効率化を図るため、システム機器の維持管理及び職員へのセキュリティ教育に努めてまいります。

第2は「活力と魅力あふれるまち」であります。

北海道経済は、昨年発生した地震及び大規模停電により、工場や店舗の休業及び消費の抑制など大きな影響を受けましたが、風評被害の大きい観光産業を除き、おおむね回復してきたと判断されております。

しかし、燃料費の高どまりや10月に予定されている消費増税など、市内の商工業者においては、引き続き厳しい経営を余儀なくされております。

このような中、商工会議所が行う商業振興及び消費喚起を目的とする「プレミアム付き商品券発行事業」や、買物の利便性向上等を目的に検討されている新規事業への支援など、地域経済の活性化に向けて取り組んでまいります。

また、雇用創出に向けた企業誘致活動につきましては、新たな対象企業の発掘に努め、遊休施設を含む地域資源を積極的に売り込むなど、誘致実現に取り組んでまいります。

鉱業の振興につきましては、空知炭礦グループによる露頭炭採掘事業の継続、並びに安定操業に向け、関係機関と連携のもと、引き続き支援してまいります。

農業の振興につきましては、ワイン用ブドウ試験栽培事業が4年目を迎え、1,300本の苗木を新植するとともに、初の収穫と試験醸造を予定しており、今後の6次産業化に向け取り組んでまいります。

また民間企業による水耕栽培事業に対しても、引き続き期待しております。

なお、有害鳥獣対策につきましては、春秋のエゾシカ一斉駆除はもとより、住宅付近での目撃がふえているヒグマ対策として、出没区域への巡回強化など、猟友会や警察、近隣市町と連携のもと取り組んでまいります。

次に、観光振興につきましては、情報発信事業は指定管理期間が終了した道の駅附帯施設を活用し、新たに地域おこし協力隊を採用の上、実施してまいります。

また、休止とするかもい岳スキー場及び温泉施設は、指定管理者から施設の引き渡しを受けた後、維持管理に努めるとともに、今後のあり方について検討してまいります。

土産品づくりにつきましては、各種素材を活用したオリジナルの商品開発及び「特産品開発支援事業」の活用促進を図ってまいります。

株式会社歌志内振興公社が経営するチロルの湯につきましては、近隣を含めた人口減少による利用者の減及び経年劣化に伴う施設改修費等の増など、厳しい経営が続いております。

しかし、より一層のサービス向上及び新たな利用者開拓により増収を目指すなど、経営の安定化に向けた指導や、市民の健康増進施設として必要な施設改修等に係る支援を行ってまいります。

また、本年度は初の試みとして、ロマン座裏など上歌地区のペンケウタシュナイ川にヤマメを放流し、釣りを通したにぎわいづくりや、川の大切さをアピールする機会を設けてまいります。

次に、労働行政につきましては、管内の有効求人倍率は、引き続き一定の水準を維持しておりますが、市内では医療や福祉、建設分野等で人手不足が続いております。

そのため、商工会議所やハローワークなど関係機関との情報共有や、広報等を利用した各種制度の情報提供、さらには合同企業説明会への参加促進など、雇用の確保に努めてまいります。

定住化対策につきましては、住宅建設等奨励金制度の継続、子育て支援や教育の充実など、各種制度を総合的にPRし、定住の促進を図ってまいります。

また、北海道や中空知広域市町村圏組合、北海道移住促進協議会等の関係機関と連携を図り、移住定住に関する地域情報の発信・提供を継続してまいります。

なお、交流人口をふやす取り組みとしましては、冬の風物詩である「なまはげ祭り」や「市民祭り」の開催など、積極的に活動されている諸団体への支援を継続し、地域活性化に結びつけてまいります。

第3は「健康で心ふれあうまち」であります。

地域福祉の推進につきましては、「歌志内市地域福祉計画」に基づき、複雑化・多様化した福祉課題に着実に取り組むとともに、昨年度移転した社会福祉協議会との連携を図り、同施設が地域活性化の拠点として有効的に活用されるよう引き続き支援し、市民が安心して自立した生活を送ることができる福祉のまちづくりの実現を目指してまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して生活が続けられることを主体に、各種事業の継続と支援展開を図ってまいります。

特に、移動手段の確保が困難な高齢者の自立した生活を支援するため、新たに75歳以上の市民全員を対象に、一人当たり6,000円のタクシー券の助成を行うほか、これまでの高齢者等生活支援事業を見直し、介護度、障害等級別に助成費用の拡大をいたします。

また、昨年度から開始した「生活支援体制整備事業」は、今後の「地域包括ケアシステム」への円滑な構築に結びつけることが必要であるため、生活支援コーディネーターを中心として、市民ニーズの的確な把握に努めるとともに、高齢者に必要な資源の開拓・整備を関係機関と一体となって進めてまいります。

歌志内市デイサービスセンターは、ダイルーム照明のLED化及びエアコンを新設し、利用者の皆様が安全で快適なサービスが受けられるよう整備してまいります。

児童福祉の推進につきましては、認定こども園の開設により、希望する全ての子供に幼児教育・保育を一体的に提供できる体制になったことから、質の高い教育・保育を確保するとともに、子供たちの体験学習や異年齢児との交流機会を充実してまいります。

なお、本年度は「歌志内市子ども・子育て支援事業計画」が最終年のため、教育、保育、子育て支援に関する利用状況やニーズを把握しながら、関係機関や教育委員会と連携し、見直しを行ってまいります。

障害者福祉の推進につきましては、「歌志内市障がい福祉計画」に基づき、各種サービスの提供を推進するとともに、障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていけるよう、障害者の自立と社会参加の促進を図ってまいります。

次に、保健行政の推進につきましては、「歌志内市健康増進計画」に基づき、予防対策事業及び健康づくり事業を継続実施してまいります。

特に健康寿命の延伸を中心課題と捉え、生活習慣病の発症予防や重症化予防対策を推進するため、各種健康診査の受診率向上に努めてまいります。

そのため、新たに「健康ポイント事業」を実施し、健康づくりへの無関心層の掘り起こし、健康診査・がん検診の受診や健康づくり事業等への参加を促してまいります。

また、歯科保健対策として、糖尿病を悪化させるとともに早産のリスクを高めると言われている歯周病の予防・早期治療のため、妊婦及び40歳以上で糖尿病が疑われる方を対象とした歯科健診を新たに実施するほか、精神保健対策事業として、在宅における精神障害回復者の通所に係る交通費を、これまでの半額助成から全額助成に拡大いたします。

病院事業につきましては、昨年度に引き続き、病院運営の指針としております「歌志内市立病院経営健全化計画」を基本として、経営の健全化に一層努力をしてまいります。

また、市内の基幹病院として市民の初期医療を担うため、診療体制につきましては、内科、小児科の2診療科、入院病棟は医療療養病床60床で運営するとともに、医療体制につきまし

ては、診療に支障を来さぬよう医師を確保し、安定的な医療の提供に努めてまいります。

なお、給食業務につきましては、調理員の人員不足が続いており、人員確保が困難なことから民間業者に業務を委託し、安定した食事を提供し、入院患者に対するサービス向上に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、昨年4月より国保運営のあり方の見直しと、国保の財政基盤強化を大きな柱とする半世紀ぶりの大改革が実施され、北海道が財政運営の責任を負うとともに、財政支援の強化が図られることとなりました。北海道が示す標準保険税率をもとに適正な国保税を賦課、徴収し、その上で北海道国民健康保険運営方針及び空知中部広域連合の計画に基づき、医療費の適正化を図り、各種保健事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進及び事業の健全な運営と国保財政の安定化に努めてまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、被保険者が安心して医療が受けられるよう、運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合の計画に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいります。

また、子供の医療費助成につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減し、次代を担う子供たちの保健の向上と健やかな育成を図るため、引き続き18歳までの医療費無料化を継続してまいります。

第4は「安心して快適に暮らせるまち」であります。

市民の安全で安心な暮らしを支えるために、道路や河川等の生活空間における日常的なパトロールを北海道とともに引き続き取り組みながら安全確保に努め、北海道が管理する治山施設、道路及び河川につきましても、必要に応じて維持管理等の要望を行ってまいります。

治山事業につきましては、平成25年度より実施してきた小規模治山事業である三坑の沢未改修部分が完成を迎えます。あわせて歌志内中学校グラウンド法面の治山補修工事を、昨年引き続き実施してまいります。

道路事業につきましては、市道維持補修のほか、道路に影響のある市有地内立木の高木伐採を行い、通行する市民の安全確保に向け努めてまいります。

また、消費電力の節減と老朽化対策として、防犯灯のLED化について引き続き更新を行ってまいります。

橋梁維持につきましては、平成29年度に実施した点検結果に基づき、延命化を目的に「歌志内市橋梁長寿命化修繕計画」の大幅な見直しを行ってまいります。

河川事業につきましては、下水道浸水対策事業とあわせて沢町川の改修を行うとともに、近年の局地的豪雨被害等に対処するため、防災車庫及び発電機の整備を行い、浸水対策の強化を進めてまいります。

都市計画事業につきましては、都市計画マスタープランに着手し、効率のよい、快適で利便性のあるまちづくりを目指してまいります。

次に、市営住宅の整備につきましては、快適な住環境整備のため、文珠高台団地公営住宅2棟26戸の屋上防水、外壁塗装を実施していくこととし、耐用年数を経過した文珠高台団地公営住宅1棟13戸、東光三区地区改良住宅1棟16戸の老朽化したボイラー更新を引き続き進めてまいります。

このほか、中村中央地区改良住宅2棟8戸、神威桜ヶ岡地区及び神威桜沢地区の改良住宅各1棟8戸及び中村日の出団地公営住宅1棟4戸の解体除却、歌神一区地区改良住宅の老朽化した防護柵の改修、管理灯のLED化及び耐用年数が経過する火災報知器の更新を行ってまいります。

また、市営住宅のコンパクト化につきましては、今後も「歌志内市公営住宅等長寿命化計

画」に基づいた集約化を進めてまいります。

災害復旧事業につきましては、東光線興隆橋橋台の法面復旧工事を実施してまいります。

上水道事業につきましては、3市1町で構成する中空知広域水道企業団の管理のもと、安全で安定的な水道水の供給が確保されるよう努めてまいります。

下水道事業につきましては、計画区域内の全戸数に占める水洗化率は平成30年12月末現在で90.3%、2,115戸となっており、より快適性の向上を図るため、未整備住宅への水洗化促進に努めるとともに、下水道浸水対策事業を引き続き実施してまいります。

また、経営基盤の安定化を図るため、地方公営企業法の適用に向けて、調査・研究を進めてまいります。

次に、環境衛生事業の推進につきましては、ごみの不法投棄や不適正排出の防止を図るため、看板の設置や広報紙、巡回による啓発を行い、環境美化に努めてまいります。

また、資源回収奨励金の交付による資源回収団体の活動を支援することにより、資源物の回収を促進するなど、市民、地域、団体等と協働で、ごみの減量と再資源化を推進してまいります。

可燃ごみの処理につきましては、本市に建設された中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設において円滑に適正処理されるよう、広域連合等と連携を図るとともに、広域連合から受託した焼却灰を処理する専用施設として、東光最終処分場を適正に管理運営してまいります。

し尿等の処理につきましては、石狩川流域下水道組合と連携を図りながら、適正な共同し尿処理に努めてまいります。

消防行政の推進につきましては、災害の多種多様化、大規模化に対応する消防体制の確立を図るため、消防職団員の連携強化に努めてまいります。

また、各種災害における即時応援体制の強化を図るため、消防職員待機宿舎1棟2戸の建設に向け、実施設計を行ってまいります。

火災予防につきましては、防火対象物への立入検査による違反是正を徹底し、防火指導等による啓発活動の強化を図り、無火災の達成に努めてまいります。

救急業務につきましては、メディカルコントロール体制及び救急隊員の知識、技能を高める生涯教育を充実し、救急救命体制の高度化を進めてまいります。

防災対策につきましては、避難訓練の実施や土砂災害警戒区域等の防災情報を提供し、市民の防災・減災意識の高揚を図るとともに、自主防災活動の普及啓発に努めてまいります。

また、「歌志内市地域防災計画」を改定するとともに、停電対策として庁舎の非常用発電機新設や避難所へのLPガス発電機配置など整備を行ってまいります。

防犯対策につきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指し、自主防犯活動に取り組む諸団体への支援など、関係機関との連携を密にし、地域ぐるみによる防犯体制の強化に努めてまいります。

交通安全の推進につきましては、今後も交通事故のない安全なまちづくりを進めるため、関係機関・団体と連携した交通安全運動及び啓発活動を通じ、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上に努めるとともに、交通事故抑止に向けた対策を推進してまいります。

消費者行政の推進につきましては、複雑、巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺等の消費者被害の未然防止と被害相談等の迅速な対応を図るため、滝川地方消費者センター、関係機関と連携をし、消費者保護に努めてまいります。

第5は「豊かな心を育む教育と文化のまち」であります。

グローバル化の進展、絶え間ない技術革新や少子高齢化により、社会構造や雇用関係を初め、教育環境も急速に変化しております。

このような中、教育は「人づくり」であるという原点に加え、教育は「未来のまちづくり」であるという考え方に基づいて、地域の力を活用した望ましい教育のあり方について、教育委員会と意思疎通を図りながら検討してまいります。

学校教育につきましては、「歌志内市総合計画」の重点プロジェクトである「子どもを産み、育てやすい環境をつくる」に基づき、小学校と中学校を一つにした義務教育学校を現在の歌志内中学校校舎を活用して、平成33年度に設置し、認定こども園を含め「子育て・教育施設の集約化」に向けた取り組みを進めることとします。

社会教育につきましては、家庭や地域における教育力の向上や体験活動など、子供の健全育成等に尽くしてまいります。

また、コミュニティセンターや郷土館など、社会教育施設を維持するための整備や施設を活性化させる事業を引き続き開催し、成人や高齢者の教育機会の充実に努めるとともに、文化・芸術・スポーツにかかわる事業を進め、関係団体等の活動を支援してまいります。

さらに、本年度から本市の歴史・文化をより多くの方々に発信・紹介できる体制を整えるため、郷土館の開館日を通年で同じ曜日として、利用促進を図ることとします。

私から教育分野の概略について説明いたしました。具体的な施策等につきましては、別途、教育長から教育行政執行方針の中で申し上げることといたします。

以上、平成31年度の市政執行に臨む私の決意と、主要な施策の大綱を述べさせていただきました。

むすびに。我が国の経済は、雇用環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復が続くことが期待されており、地方の税収も過去最高となったとされています。

しかし、本市を含め一部の地方においては、その波にうまく乗り切れず、経済環境に厳しい面が見受けられるのも現実であります。

そのため、国や北海道等の関係機関と連絡を密にしながら、「歌志内市総合計画」を着実にかつ効果的に実施していくことが歌志内にとって必要なことだと考えております。

本年は、皇位の継承により、改元が行われる歴史的な年となります。人口減少や少子高齢化を初め、さまざまな難題により大きな苦難も予想されますが、平成の、その先の時代に向かってスタートを切るため、市民の皆様、関係する全ての皆様とともに、これらの試練を乗り越えるべく全力を傾けてまいります。

議員各位、並びに市民の皆様には、今後とも一層の御理解とあたたかい御支援を賜りますようお願い申し上げます、平成31年度の市政執行方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これより、教育行政執行方針演説を行います。

森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） ー登壇ー

平成31年度教育行政執行方針。

平成31年第1回定例市議会の開会に当たり、教育行政の執行方針について申し上げます。はじめに。

本年度は平成の時代が幕を閉じ、5月1日に新元号へとかわります。教育行政において平成の時代は、教育基本法を初め、関連法令が改正され、さまざまな制度改革が次々と進められました。

しかし我が国では、グローバル社会の進展や、人口減少時代を迎え、地方の過疎化が進み、

少子高齢化が進行する厳しい社会情勢が続いています。

本市では、歌志内市総合計画「みんなで創る笑顔あふれるまち」及び「歌志内市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げている「オンリーワンの子育てと教育による人づくりを大切にするまち」の実現に向けて英知を結集させており、教育行政におきましても、歌志内市教育大綱の基本目標である「豊かな心を育む教育と文化の町」をつくることに全力を尽くしてまいります。

次に、主な施策について申し上げます。

第1は「幼児教育の充実」であります。

家庭における教育は、全ての教育の出発点と言われています。家族の触れ合いを通して子供は、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、社会的なマナーなどを学び始めます。

昨年度開園した歌志内認定こども園「あおぞら」と、幼児教育の充実等について、引き続き、保健福祉課と連携し、教育・保育が提供できるよう努めてまいります。

第2は「学校教育の充実」であります。

平成33年4月に、小学校と中学校を一つにした義務教育学校を、現歌志内中学校に設置することとしました。児童生徒数の減少に対応した学校規模を確保し、新しい学校として希望が持てるような施設を構築するとともに、児童生徒、保護者や地域から信頼される学校として最大限努めてまいります。

本年度は、校舎改修に係る実施設計を行うとともに、小学校・中学校による義務教育学校設置準備委員会を立ち上げ、スムーズなスタートが切れるよう、教育目標や教育課程、学校行事、通学手段におけるスクールバス化についても検討してまいります。

また、昨年度から小学校で実施している、1年生からの英語教育やロボットを使ったプログラミング教育をはじめ、新学習指導要領の完全実施に向け、「生きる力」の理念をもとに、「何ができるようになるのか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」の視点で、この時代における重要性を改めて捉えなおし、その具現化とともに「義務教育9年間の教育課程」の枠組みをつくってまいります。

さらに、本年度から実用英語技能検定の受験機会の拡大と児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、検定料の補助を行うこととします。

昨年度、歌志内小学校では、児童数の減少に伴い、複式学級の発生が懸念されましたが、本年度も依然として予断を許さない状況が継続していることから、よりよい教育環境を確保するため、これまでと同様に、同学年での学級編成を維持してまいります。

学校は、子供たちが最優先に尊重され、子供が自分の居場所を実感できることが大切です。そのために、今までと同じく、インクルーシブ教育の理念に基づいた、一人一人のニーズに応じた支援や特別支援教育の充実、また、各学校で策定している「いじめ防止基本方針」に基づいた細やかな取り組みなど、子供の人権・命の尊厳の視野に立ち、どんなに小さなことでも決して見逃さず、迅速で適切な対応をし、家庭、関係機関とより密接な連携を図って最善を尽くしてまいります。

学校給食につきましては、メニューの工夫、改善を図りながら、安心・安全な給食提供に努めるとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた食育指導に取り組んでまいります。

さらに、児童生徒の家庭が安心して子育てに集中できる環境を整えるため、給食食材費、補助教材費及び高等学校等就学支援金などの助成、小・中学校の修学旅行費用を全額助成する制度を継続し、各家庭の負担軽減に努めてまいります。

第3は「社会教育の充実」であります。

多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える上で、子供の健全育成の推進は、子供が将来に対して夢や希望を持ち、限りない可能性に向かって健やかな成長を遂げるため、学校や家庭を離れた場面において、社会や多くの人々とかかわりながら経験を積み重ねる必要があります。自立心や主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、想像力、コミュニケーション能力、変化に対応する力などの育成が求められています。郷土愛や誇りを子供達に育成し、さらに地域の中で、生きる力や豊かで強い心を育むとともに、学校や家庭で学んだことを社会で生かすことができるよう、種々の体験活動や異年齢交流などの機会を設けてまいります。

また、子供が安心して過ごすことができるよう、巡視や見守り活動を続けるとともに、児童館を初めとする放課後や休日の居場所づくりや、コミュニティセンターでの公的学習塾、学校支援地域本部事業などの学校、家庭、地域連携協力事業を継続し、地域ぐるみによる子供の教育を推進してまいります。

なお、東光児童館、神威児童センター及び学童保育は、子供達の動線や保護者の利便性向上を図るため、義務教育学校が設置される中学校敷地に一元化して設置するための検討を進めてまいります。

成人、高齢者教育及び社会教育施設における教育活動の推進につきましては、成人の多くが地域の中心となり、地域を盛り上げる活動や行事及び防犯活動に積極的に取り組むよう啓蒙を図ります。

コミュニティセンター「うたみん」は、地域の拠点として、知識や技能、経験を活かす機会を設け、市民間、世代間の交流を促進する地域交流事業を継続し、高齢化の著しい本市においても、多くの市民が年齢層を超えて交流や社会参加を行い、それぞれが有する知識や技能を活かす機会などを促進してまいります。

また、施設面では、設置から33年が経過するエレベーターを更新し、安全性の向上を図るとともに、講堂棟にある移動観覧席のローラーが、劣化していることから全輪を交換することとします。

さらに、おむつ交換場を必要とする利用者の利便性の向上を図るため、女子トイレにベビーシートを取りつけ、より利用されやすい環境整備を進めてまいります。

図書館は、誰もが利用しやすい環境づくりを進めるため、蔵書の更新をふやすとともに、道立図書館等との相互貸出やインターネットサービスの充実にも努め、Wi-Fiが利用できる憩いの広場として、また、子供の学習の場としても利用促進に努めてまいります。

郷土館「ゆめつむぎ」は、これまで開館日を季節により変更しておりましたが、本年度より、月曜日と年末年始を除き開館し、本市を訪れる方々が足を運びやすい体制を整えてまいります。

また、「教育文化」の業務に携わる地域おこし協力隊を採用し、郷土館に常駐しながら、平成の時代における歌志内の歴史をまとめ、発行することを目指してまいります。

旧空知炭鉱倶楽部「こもればの杜記念館」は、引き続き施設維持に努め、貴重な歴史的資産として保存してまいります。

第4は「芸術・文化・スポーツの充実」であります。

本市の芸術・文化活動は、芥川賞作家の高橋揆一郎氏を初め、全道・全国に名を残す画家や書家を輩出し、これらの人々によって文化連盟が発足し、現在は華やかに活躍する人は少なくなっていますが、若い人に和太鼓の活動が継承されたり、和楽器演奏のサークルが誕生したりしていますので、これらの活動を支援してまいります。

社会体育施設におきましては、近隣市町の体育施設やプールの共同利用などを促進してまいります。

また、子供から高齢者までの幅広い世代が参加できるスポーツやレクリエーションの機会を提供するなど、体を動かすことによる健康の保持・増進に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政に臨む私の決意を申し述べましたが、いずれの取り組みもその目指す先には子供たちの未来があり、私たちの社会の未来があります。

新しい時代をひらく、力強く創造性あふれる人材の育成に向けて、また教育を通じた地域づくりにも貢献するよう、関係機関及び諸団体との密接な連携を保ち、教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。

市議会を初め、市民の皆様の教育行政に対するより一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。平成31年度の教育行政執行の方針といたします。

○議長（川野敏夫君） これをもって、市政執行方針及び教育行政執行方針演説を終わります。

なお、市政執行方針及び教育行政執行方針を含む一般質問は、7日、8日、11日を予定しております。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議 案 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第1号歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第1号歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の超過勤務命令の上限の設定に係る人事院規則の一部改正を踏まえ、本市職員においても時間外勤務の上限等に関する措置を講じるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務の規定でございます。第3項として、職員の時間外勤務の上限等に関する必要な事項について、規則で定めるための委任規定を追加するものでございます。

なお、規則では時間外勤務命令の上限時間として、一月について45時間、かつ1年について360時間の範囲内で、必要最小限の時間外勤務を命ずる規定のほか、大規模災害への対処等、重要な業務であって、緊急に処理することを要する業務に従事する職員に対しては、上限を超えて時間外勤務を命ずることができる特例規定、上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合には、その要因の整理、分析等を行う規定などについて整備することとしております。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第2号歌志内市道の駅附帯施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第2号歌志内市道の駅附帯施設条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、道の駅附帯施設の管理・運営について、市直営により行うことができるよう、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市道の駅附帯施設条例の一部を改正する条例。

歌志内市道の駅附帯施設条例(平成18年条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

今回の改正は、第16条として市長による管理の規定を追加するものでございます。これは昨年11月、道の駅の次期指定管理者の公募を行ったところですが、応募がなかったことから、平成31年4月以降、当分の間、市直営により管理・運営ができるよう、条文を整備するもので、第1項にやむを得ない事情があると認めるときには、市長が道の駅の管理を行うことができることを規定し、第2項には、第1項による管理を行うための必要な条文の読みかえ並

びに適用除外について規定しております。

第17条につきましては、第16条の追加に伴い、条を繰り下げるものでございます。
本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 1点につきまして、質疑をさせていただきます。

先ほどの提案理由にもありましたように、指定管理者が次の状況ということではありませんでしたという流れから、当分の間、歌志内市が管理・運営を行うという内容でございます。

その内容によって、今後歌志内市が道の駅、そして附帯施設を利用して歌志内市の活性化やその発展を目的とした運営を行っていくということになるわけですが、その内容ですね。どのような内容のもとに運営を進めていくのか。大きくその内容と目的を含めた方向性、それらにつきましてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 道の駅の附帯施設につきましては、4月以降、市直営によって情報発信事業、これまで指定管理者が行われていた部分を引き継ぐという形で活用していくことになっております。

今後の施設の利用ということにつきましては、当然ながらその地域の活性化という部分に結びつけるものになるかとも考えておりますけれども、施設の利用につきましてはやはり商工会議所、また市内事業所、こういったところの関係する部分の御意見等もお伺いしながら、今後決定していきたいなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まだまだ今の状況では決定していない、運営しながら内容について確認しながら、今後のことを決定していく状況に今あるのだ、というふうなことで伺いますが、そういったことでよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 地域情報発信につきましては、地域おこし協力隊の採用ということも視野に入れておりますし、まずは当面、情報発信という部分を主体にしながら、今後の建物の活用について考えていきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） 今の質問にちょっと付け加えてというか、この指定管理者が、申し込みがなかったのは、11月20日の時点ではもうわかっていたのかなと思います。そこからもう3カ月以上たっていることになるのですが、それでもやっぱり今後の、どういうふうにしていくかというのは決まらなかったということなのではないでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 確かに11月の、たしか20日だったと思いますけれども、今の指定管理者と話をした経緯がございます。

やはり3月いっぱいまで、今の指定管理者としての業務を続けるということでお聞きしておりますので、それにつきまして前倒しする形で私どものほうとして、具体的な考え方を協議し

たという経過はございません。

○議長（川野敏夫君） 酒井雅勝さん。

○2番（酒井雅勝君） その20日の時点では指定管理者の申し込みがなくて、3月末にはもうやめてしまうということはわかっていたと思うのです。それで、その後4月以降はあいた状態になるということはわかってはいたと思うのですよね。その中で情報発信というお話はされていましたが、それ以外にどのような計画をもってということは全く考えていなかったということなのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） レストラン、物販の部分のスペースがあくというのは十分わかっておりまして、当然4月1日以降、市の産業課の一部を移転するということから、事務所の一部として活用するスペースも必要ですし、また道の駅を利用される方というのはいらっしゃいますので、レストラン部分等は具体的な活用はありませんけれども、やはり休憩するスペース、こういったものにつきましてはその施設の中で用意しなければならないと、こういった考え方は想定しているというか、予定しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） この条例制定についてなのですが、実は4月1日以降、当分の間市長が管理するということになりますけれども、問題は一つの、今酒井議員が質疑していましたけれども、昨年12月20日をもっての指定管理者の云々がありました。そこで、やはり一つには所管の、やはり今までの管理体制、それは所管がどのように携わって、どのように指導してきたのか。そして、結果的に結局指定管理者が撤退すると。やはり行政のそこら辺の考え方。どのようにあったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 道の駅、指定管理者との関係と申しますか、基本的には道の駅のほうの店長ですか。その方と連携は図ってきた考え方ではおります。当然、物販ということで漬け物を取り扱われておりますので、市のほうからいろいろとその特産品をほかのほうに活用すると。そういった部分でのお話もしておりますし、その中でどこどここの、施設の中のどこどこがちょっとふぐあいがあると、その辺について直せるのか、直せないのか、その辺についても話をしてきた経過がございますし、先ほどちょっと物販の話もしましたが、赤平市のイベントだとか、砂川市のハイウェイで行われるイベントだとか、そういったものにつきましても細かく打ち合わせ等をしております。

その中で道の駅の管理という部分についても、逐一報告を受けて、その辺の話し合いはしてきたというふうな考えではございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） とにかく契約が更新できなかったというのは、双方のやはり何か問題があったのか、まずスムーズに、本来であれば再契約が可能であるのが一般的な考え方だと普通は見るのですが、やはりそこにお互いの瑕疵があったのか、そういう点では何もなかったのか。あくまでも前指定管理者の方の運営上の問題で再更新をしなかったのか、そこら辺の考え方は行政でどのように考えていますか。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 今の指定管理者につきましては、漬け物を中心にして歌志内市でPRだとか、そういった形の中で貢献されてきているという部分につきましては評価をさせて

いただいておりますし、代表の方にもその旨、説明をした経過がございます。

ただ、地域の情報発信というものが建物本体の大きな目的という中で、私どもの期待をしていた部分の情報発信事業というところにはちょっと至っていなかったのかなど、そういうふうな考え方をもっております。

経営自体につきましては、年に一度事業報告という形で受けておりまして、公共部分にかかる電気料だとか、そういったものの負担を市のほうに求められてきた経過がございますけれども、過去そういったものは全て指定管理者の負担ということで利用料金制度の部分の中で運営しておりますので、それにつきましては事業者負担ということでお願いをし、了解を得てきたのかなど、そんなふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、議長を除く7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査にしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件は、7名の委員をもって構成する条例・予算等審査特別委員会を設置し、付託の上、会期中の審査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました条例・予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く7名の議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました7名の議員を条例・予算等審査特別委員に選任することに決定いたしました。

議 案 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第3号歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第3号歌志内市下水道条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、中空知広域水道企業団水道事業給水条例（平成18年中空知広域水道企業団条例第2号）の一部改正に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市下水道条例の一部を改正する条例。

歌志内市下水道条例（平成2年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明申し上げますので、定例会資料の3ページ

をごらん願います。

第21条、第2項、第1号中、「場合は、」の次に、「中空知広域水道企業団水道事業給水条例（平成18年中空知広域水道企業団条例第2号）の規定による」を加える。

これは、下水道使用料の算定に用いる水道の使用水量について、より明確となるよう条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第3号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第4号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第4号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、不特定多数の方が利用する施設において、スプリンクラー設備などの消防用設備等の状況が法令に違反する場合、当該違反する内容を公表することができる制度を設けるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページをごらん願います。

今回の改正は、第53条の3として、防火対象物の消防用設備等の状況の公表の規定を追加するものでございます。

内容といたしましては、第1項が防火対象物の消防用設備等の状況が法令に違反する場合

は、その旨を公表することができる規定。第2項が違反内容を公表する場合、防火対象物の関係者に公表について通知する規定。第3項が公表の対象となる防火対象物及び違反内容、公表の手續については、規則で定める規定となっております。

本文の附則に戻ります。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第17号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 委員会提出議案第17号歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、本田加津子さん。

○議会運営委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

委員会提出議案第17号歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、本会議における議事の録音機器について、テープレコーダーからメモリーレコーダーへ変更したことに伴い、関係条文を整備しようとするものです。

次ページの本文にまいります。

歌志内市議会会議規則の一部を改正する規則。

歌志内市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、委員会提出議案資料1ページをごらん願います。

第82条、第2項中「録音機によって録音し、会議録は当該録音テープの反訳により調整する」を「録音機器によって記録する」に改める。

本文の附則に戻ります。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 本件については質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、委員会提出議案第17号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第17号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時38分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 本 田 加 津 子